

令和4年度の後期高齢者医療保険料の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直しされることになっており、令和4年度から保険料率が変わります。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の均等割額の軽減措置についても変更されます。改定後の保険料率に基づく保険料額は、[令和4年7月中旬ごろに決定通知書を送付します。](#)

保険料の内訳 ※年間保険料額については、100円未満切り捨て。

年間保険料額 (限度額66万円)	=	均等割額 被保険者一人当たり 44,310円	+	所得割額 (総所得金額等-43万円) ×8.27%
---------------------	---	------------------------------	---	---------------------------------

均等割額 → 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です。
所得割額 → 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です。

保険料率の見直し

	令和3年度まで	令和4年度から
均等割額	43,100円	44,310円
所得割額	8.38%	8.27%

保険料の均等割額の軽減措置

世帯主及び被保険者の総所得金額等が 下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額	
		令和3年度まで	令和4年度から
43万円+ (給与・年金所得者等 ^{※1} の数-1) ×10万円	7割	12,930円	13,293円
43万円+ (給与・年金所得者等 ^{※1} の数-1) ×10万円+28万5千円×世帯の被保険者数	5割	21,550円	22,155円
43万円+ (給与・年金所得者等 ^{※1} の数-1) ×10万円+52万円×世帯の被保険者数	2割	34,480円	35,448円

※1) 給与・年金所得者等とは、①一定の給与所得者(給与収入55万円超)または②公的年金等に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超)のいずれかを満たす方。

特別徴収(年金からの納付)が始まります

4月支給の年金から初めて保険料が特別徴収(年金から納付)になる方へ、4月上旬に「保険料仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書」を送付します。

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の世帯は、窓口負担3割(現役並み所得者)の方を除き、**医療費の窓口負担が2割**になります。世帯の窓口負担が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等の令和3年中の課税所得や年金収入等をもとに、世帯単位で判定します。



今回の見直しに伴い、例年、被保険者証の更新は1年に1回、7月中旬に送付していましたが、**令和4年度のみ、全被保険者へ7月と9月の2回送付されますので、被保険者証の有効期限にご注意ください。**

- ▶ **7月一斉更新：発送時期【7月中旬】**
 - 有効期限【令和4年9月30日】
- ▶ **9月一斉更新：発送時期【9月中旬】**
 - 有効期限【令和5年7月31日】

令和4年10月から



お問い合わせ 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課(☎853・7155)、総務課(☎838・0610)
ホームページ: <http://www.akita-kouiki.jp/> → 左枠「保険料について」内

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方に 人間ドック費用の一部を助成します

町では保健事業の一環として、疾病の早期発見や予防など、健康管理に努めていただくことを目的に、人間ドック等の費用の一部を助成します。

令和4年度から、後期高齢者医療保険に加入されている方も助成の対象となりますので、どうぞご利用ください。

▶ 対象

- **国民健康保険**
五城目町国民健康保険に加入しており、令和3年度までの国民健康保険税を完納している世帯の方
- **後期高齢者医療保険**
後期高齢者医療保険に加入しており、納期限が到来している後期高齢者医療保険料を完納されている方
また、受診後の補助金交付申請手続きの際に受診結果を提供できる方

▶ 助成額

- **国民健康保険**
 - **人間ドック** 費用の2分の1 (限度額25,000円)
※女性33歳、男性42歳の方は全額(1日コースのみ)
 - **脳ドック** 費用の2分の1 (限度額15,000円)
- **後期高齢者医療保険**
 - **人間ドック** 費用の2分の1 (限度額25,000円)
※脳ドックは対象外です。

▶ 申込方法等

医療機関へ人間ドック等を予約した後に、受診されるご本人が、保険証と印鑑をお持ちになり、町健康福祉課へ申し込みください。

※申し込みをせずに受診した場合、助成を受けられないことがあります。

▶ 申込期間 4月1日(金)~12月30日(金)

ドック受診後、領収書、印鑑、通帳、(後期高齢の方は受診結果)をご持参のうえ、町健康福祉課で補助金交付申請手続きを行ってください。

お問い合わせ 町健康福祉課 (☎852・5108)

国民健康保険の届け出を 忘れずに

職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方や、生活保護を受けている方以外は、国民健康保険(国保)に加入しなければなりません。

就職、退職などで国保から他の医療保険へ、または、他の医療保険から国保へ変わる場合には、保険証を確認し、忘れずに14日以内に手続きをしてください。

なお、手続きの際には、次に記載されている持ち物のほか、マイナンバーの分かるもの(マイナンバーカードや通知カード)、身分証明書(運転免許証など)をお持ちください。

【国保に加入するとき】

- ▶ **必要なもの** ● 社会保険等資格喪失証明書(会社・事業所により名称や様式は異なります)

【国保をやめるとき】

- ▶ **必要なもの** ● 国保の保険証(お持ちの方は、高齢受給者証、限度額適用認定証)
- 職場の健康保険証又は加入証明書

修学のため転出する方へ

国保に加入中の方が、修学のために住所を五城目町外に移す場合は、手続きをすることにより、引き続き五城目町から保険証を発行することができます。

新規に交付を希望するとき、または更新(毎年)の手続きには次のものをお持ちください。

- ▶ **必要なもの** ● 修学する方の国保の保険証
- 合格通知書または在学証明書(原本)(合格通知書の提示で手続きをした場合は、入学後に在学証明書の原本の提出をお願いします)
- マイナンバー確認書類

なお、卒業や中退などで、学生でなくなったときや、就職などで他の医療保険へ変わったときにも届け出をお願いします。

「健康長寿ピクス」を開催します

運動をととして体力や認知機能の低下を予防しましょう。

- ▶ **対象者** 運動に支障のない高齢者
- ▶ **日時** 4月25日(月)
午前10時30分~午前11時30分
- ▶ **場所** 五城館1階 多目的ホール
- ▶ **講師** 健康運動実践指導者 白沢 尚大さん

- ▶ **内容** ストレッチ、筋力トレーニング等
- ▶ **持ち物** 飲み物、タオル、運動しやすい靴、介護予防手帳(65歳以上でお持ちでない方へは交付します)

- ▶ **申し込み** 4月22日(金)まで
- ※マスクを着用し、運動しやすい服装でお越しください。
- ※五城目町はつつポイント事業の対象です。

お申し込み・お問い合わせ 町地域包括支援センター (☎855・1070)